

平成 23 年 5 月 10 日

今回の代議員選挙における不手際について

会長 永宮 正治

この度、第 67 期～第 68 期代議員選挙が行われましたが、以下の 2 点の不手際がありましたのでご報告をし、今後、このようなことが起こらないように対策を講じます。

① 立候補資格のない会員を候補者としてリストに掲載し、選挙を開始したこと。

規定によると、代議員は 3 期連続して務められないことになっています。まず、事務局は A 氏がその規定に該当している事に気付き、立候補した A 氏に 3 期連続では務められない旨を説明し、立候補を取り下げてくださいました。しかし、その後、事務局は A 氏を候補者リストから外すことを忘れ、選挙を開始してしまいました。A 氏本人からの事務局へ再度の問い合わせによりこの不手際が判明しました。選挙管理委員会は 4 月 13 日付の会員同報メールと投票用 web 画面上にて、同氏への投票の無効を会員に通知し、不手際を詫言いました。

② 投票期間中に、他人による立候補申請の事実が 2 件判明し、該当 2 名を候補者リストから外したこと。

他人の会員番号と名前を使い、立候補申請書を届けていた事例が 2 件あり、名前を使われたご本人の指摘で判明しました。事務局で確認した結果、どちらも文書上の規定は満たしておりましたが、O 氏と M 氏に確認したところ、いずれも本人の署名ではなく、他人による申請であることが判明いたしました。このようなことが起こったことは、まことに残念なことです。

このため選挙管理委員会は、4 月 20 日付および 23 日付の 2 通の会員同報メールと投票用 web 画面上にて、両氏への投票の無効を会員に通知し、不手際を詫言しました。

立候補届、推薦書での申請に対して、立候補者本人の意思の確認、および被推薦者の同意の確認の必要性を痛感いたしました。

今後、上記 2 点が再発しないように、事務局運営委員会で早急に協議いたします。